

- 1 漁業権の免許番号 内共第12号
- 2 漁業権者の名称及び住所 魚沼漁業協同組合 魚沼市佐梨1105-16
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則  
魚沼漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ、うなぎ及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣、ヤスによる遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁者は次に掲げる漁具、漁法以外のもので遊漁してはならない。竿釣（あゆ以外の魚種は1人3本以内とする）、ヤス（かじかに限る）

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 遊漁期間
あゆ	6月16日から11月30日まで（但し、10月1日から10月7日迄の期間を除く）
にじます	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く）
こい	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く）
ふな	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く）
うぐい	1月1日から12月31日まで（但し、5月11日から5月20日迄の期間を除く）
いわな	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く）
やまめ	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く）
うなぎ	1月1日から12月31日までの期間内で理事が定める日まで
かじか	1月1日から12月31日まで（但し、4月10日から4月20日迄の期間を除く）

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
にじます	15センチメートル以下
こい	15センチメートル以下
ふな	7センチメートル以下
うぐい	7センチメートル以下
いわな	15センチメートル以下
やまめ	15センチメートル以下
うなぎ	25センチメートル以下
かじか	6センチメートル以下

(禁止区域)

第6条 次に掲げる区域内においては遊漁をしてはならない。

名称	区域	河川名
小千谷発電所放水口	小千谷市地内東日本旅客鉄道株式会社小千谷発電所放水口から上流25mの点、同点から13度を見通した対岸に知事が建設した標柱及び放水口から下流160mの点を結ぶ線によって囲まれた区域(発電所放水路を含む)	信濃川
洗堰	燕市分水地内信濃川新洗堰上流端から下流400mの間の区域	信濃川
大河津分水固定堰上流域	燕市分水地内大河津分水路固定せき上流端から上流650m(右岸にあつては、1,050m)、下流端から下流1,400mの間の区域(魚道を含む)	信濃川
石打発電所堰堤	湯沢町地内、東京電力株式会社石打発電所堰堤上流端から、上流70m、下流端から下流200mの間の区域(魚道を含む)	魚野川
藪神発電所・第二藪神発電所堰堤	堰堤上流端から上流50m、下流端から下流250mの間の区域(魚道を含む)	破間川
上条発電所堰堤	堰堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の区域(魚道を含む)	黒又川
上条発電所堰堤	堰堤上流端から上流100m、下流端から下流400mの間の区域(魚道を含む)	平石川
黒又川第1ダム	ダム上流端から上流500m、下流200mの区域	黒又川
黒又川第2ダム	ダム上流端から上流500m、下流300mの区域	黒又川
黒又川第2発電所放水口	放水口から下流700mの区域	黒又川

黒又川第1発電所放水口	放水口中心から半径50mの区域	破間川
第1末沢ダム	ダム上流端から上流200mの区域（この区域に末沢発電所放水口を含む）	末沢川
湯之谷ダム	堰堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の区域	佐梨川
第2末沢ダム	ダム上流端から上流50mの区域	末沢川
平石ダム	ダム上流端から上流50mの区域	平石川
末沢支水路注水口	注水口中心から半径50mの区域	黒又川（黒又川第1貯水池内）
内檜沢 第1取水ダム 第2取水ダム	取水ダム上流端からそれぞれ上流100m、下流端から下流50mの区域	内檜沢
足沢取水ダム	取水ダム上流端から上流100m、下流端から下流50mの区域	末沢川支流足沢
妙見堰	小千谷市地内の国土交通省妙見堰上流2,500mから下流500mまでの区間（魚道及び閘門を含む。）	信濃川
三国川ダム	南魚沼市清水瀬地内の国土交通省三国川ダム堤体上流端から上流500メートルの網場までの区間、堤体及び堤体下流端から下流200mのわらびの取水堰までの区間	三国川
蒲原大堰	三条市栄地内の国土交通省蒲原大堰上流端から上流200mの区域	信濃川
中ノロ川水門	燕市地内の国土交通省中ノロ川水門上流端から上流200m、下流端から下流400mの区域	中ノロ川
湯沢フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川294mの区域	八知川
湯沢東山フィッシングダバーク	南魚沼郡湯沢町大字湯沢地内魚野川神弁橋下流右岸520メートルの区域	魚野川
大川フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字三国字東山谷地内清津川支流大川、大川橋下流380mの区域	清津川
城内フィッシングパーク	南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域	清水川
毛渡沢1号ダム	左右両岸の副ダムより下流20メートルの区域（魚道を含む）	毛渡沢
毛渡沢2号ダム	左右両岸の副ダムより下流20メートルの区域（魚道を含む）	毛渡沢
蓬沢2号ダム	左岸の魚道内	蓬沢
大源太川下流砂防堰堤	副ダムより下流20メートルの区域（魚道を含む）	大源太川
松川入川第2砂防堰	第2砂防堰堤より下流50メートル（副ダム、魚道を含む）	松川入川

堤		
二居湖	二居ダム上流端から上流500mおよび下流500m	清津川
カッサ湖	カッサダム上流端からカッサ調整池満水位全域	カッサ川
広神発電所	魚沼市小平尾地内広神ダム分水工室から下流200mの区域	和田川

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

遊漁券の種類	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料(税抜)
A	あゆ	竿釣	1年	15,000円
B	こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな にじます、うなぎ、かじか	竿釣(1人3本以内) かじかに限り竿釣、ヤス、たも 網、徒手採捕	1年	8,612円
C	こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか	竿釣(1人3本以内) かじかに限り竿釣、ヤス、たも 網、徒手採捕	1年	2,778円
E	あゆ	竿釣	1日	2,500円
F	こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな にじます、うなぎ、かじか	竿釣(1人3本以内) かじかに限り竿釣、ヤス、たも 網、徒手採捕	1日	1,945円
G	こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか	竿釣(1人3本以内) かじかに限り竿釣、ヤス、たも 網、徒手採捕	1日	556円

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

小、中学生	無料
魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生	申請により無料
肢体不自由者(4級以上)及び療育手帳を有する者	申請により第1項に規定する額の2分の1

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

魚沼漁業協同組合事務所 魚沼市佐梨1105-16

清津分会 分会長宅  
土樽分会 分会長宅  
湯沢分会 分会長宅  
石打分会 分会長宅  
塩沢分会 分会長宅

中之島分会	分会長宅
上田分会	分会長宅
六日町分会	分会長宅
五十沢分会	分会長宅
城内分会	分会長宅
大巻分会	分会長宅
大崎分会	分会長宅
南藪神分会	分会長宅
浦佐分会	分会長宅
東分会	分会長宅
伊米ヶ崎分会	分会長宅
佐梨分会	分会長宅
青島分会	分会長宅
小出分会	分会長宅
四日町分会	分会長宅
湯之谷分会	分会長宅
銀山分会	分会長宅
北藪神分会	分会長宅
広瀬分会	分会長宅
須原分会	分会長宅
上条分会	分会長宅
入広瀬分会	分会長宅
堀之内分会	分会長宅
川口分会	分会長宅
小千谷支部	支部長宅
越路分会	分会長宅
長岡分会	分会長宅
分水分会	分会長宅
山古志分会	分会長宅

及び魚沼漁業協同組合の委託納付場所（旅館、釣具店、食堂、その他）並びに漁場監視（取締）員。

ただし、遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合において、漁場取締員に納付するときの遊漁料は第1項に規定する1日の遊漁料に600円（税込）を、E・F券に限り2,000円（税挟込）を附加して得た額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式第1号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という）を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(釣堀的漁場)

第9条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。料金は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

名称	開設場所(河川名)	開設期間	濃密放流 漁種名	漁具 漁法	料金 (税抜)
湯沢フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川294mの区域(八知川)	平成31年 1月1日から 平成31年 12月31日まで	いわな やまめ にじます うぐい	竿釣	1日 2,223円
湯沢東山フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字湯沢地内魚野川神弁橋下流右岸520メートルの区域 (魚野川)	平成27年 1月1日から 平成27年 12月31日まで	いわな やまめ にじます うぐい	竿釣	1日 2,223円
大川フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字三国字東山谷地内清津川支流大川、大川橋下流380mの区域(清津川)	平成31年 1月1日から 平成31年 12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,223円
城内フィッシングパーク	南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域(清水川)	平成31年 1月1日から 平成31年 12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,223円

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視(取締)員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視(取締)員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、且つ漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視(取締)員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視(取締)員は別記様式第2号による漁場監視(取締)員証を携帯し、かつ漁場監視(取締)員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないも

のとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)